

北川 健

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤

長州藩の雜種賤民に「茶筅」と「宮番」がある。ところが両者の地域的分布を見ると、なぜか東西に分立している。「茶筅」は周防東部に断然多く、「宮番」は長門部に多い。すなわち、天保期のデータだと「茶筅」戸の九七・四%が周防部に、「宮番」戸の一〇〇%が長門部と周防西部に分布する。

この偏在の事態は、西田彦一氏の論文（『藩領の歴史地理』所収・昭和43）以来、長州藩の部落史に関心を向ける者なら誰しもが当面し、疑問とする事象である。しかし、「ではなぜそうなのか」、どうして「茶筅」が周防東部に「宮番」が長門部に偏するのか。この疑問を提起し、ナゾ解明に挑んだ研究者はまだ一人としていない。

雜種賤民についてのこの一大疑問を措いては、雜種賤民自体はもとより、賤民制の總体についても判明するものではない^③。のみならず、ひいては世の差別者どもに居なおりの口実と又ケ道を与えていることにもなる。こゝで問題を提起し、解明への先鞭を敢えてつけておきたい。決して「偏在」追究の糸口とカギがないわけではない。

第一章 賤民の領域差と二層構造

まず、賤民存在に加わっている体制的支配がどのような方向のものであつたか、本藩領（萩領）と支藩領（岩国領・徳山領・長府領・清末領）との対比、つまり領域間の異同を通して明かすことができる。（ただし「非人」は除く）なお、私は先（昭和五八）にも次のように述べておいた。

「賤民身分の種類や呼称の違い、ことに領域による異同は、これがほかならぬ領主権力によって編成、整理されてきたことと、同時に領主権力だけでは規定しきれない状況と条件があつたことを物語る。この領域、領主権力による異同こそ、賤民身分編成のあり方を解明していく上で重要なカギとなる」

①『岩国藩村記』（県庁伝来旧藩記録）

「一、人高千六百四人

（中略）

六十人

一、家数百九拾三軒

享保十二年十月改

十二軒

道ノ者

右ノ内

『巡見上使記』（延享三・旧岩国藩序文書記録）

「（元禄一六年）

家数 九、五八五軒

内 五、八五八軒ハ 本屋敷

内 三、二〇八軒ハ 間脚

内 四九軒ハ 御用屋敷

内 二九四軒ハ 寺社家山伏共ニ

内 一七六軒ハ 道ノ者

（中略）

御領内牛馬の皮、無残穢多の者取候内、掛りも

野役の事

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤（北川）

表1 被差別部落所在村数とその割合（天保期）

国	宰	判	穢	多	茶	筅	宮	番
周防 (東)	大奥前上熊	島代山山関毛	1村	14.3	20 9 7 9 10	94.8		0.0
(西)	都德三山小	濃地尻口郡	8 4 4 3 2	33.3	1 1.7	8 14 13 12 7	31.3	100.0
長門	舟吉美先前當奥阿	木田祢津津島武	5 3 2 2 2 5 14	85.7 52.4	1 1 3.4	12 9 9 11 12 17	68.8	
	計		63	(100.0)	58	(100.0)	112	(100.0)

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤（北川）

二二一

狹義には「道の者」とは本藩領でいう「茶筅」である。

『享保十七年虫枯亡者過去帳』（養専寺文書）

「教了男

外ニ茶セン源兵衛

了円男

亀之介

妙賀女

氣流

合三百四人

『三百四員過去帳』（旧東蓮寺文書）

「外ニ路之者

教了男 源兵衛父

了円男 亀之助

妙賀女

氣流

都合三百四員

」

同一存在について一方では「茶セン」と云い、他では「路之者」と云う。

②本藩領（萩藩）「穢多」と「茶筅」と「宮番」。

『三田尻宰判風土注進案』（弘化二）

「雜戸

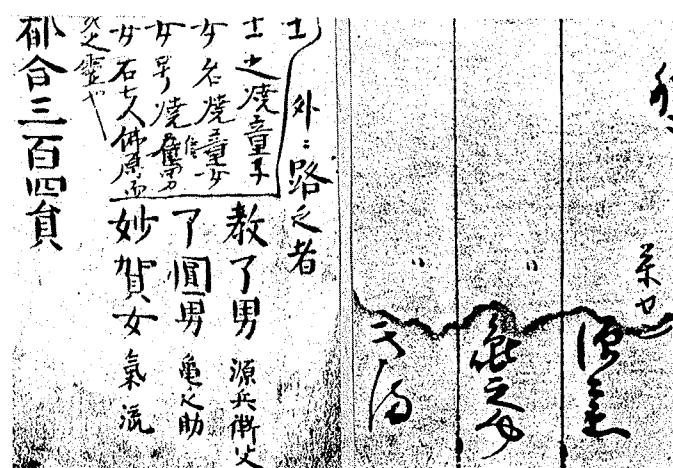


写真1 過去帳に見る「茶セン」「路之者」両様の記載

一、家数百六拾七軒

内

八軒	宮番	御本勘住居
壹軒	同	□□御領同 (地名)
壹軒	茶筅	同断
八拾五軒	穢多	御本勘住居
七拾二軒	同	□□御領同 (地名)

『二十八冊御書付』（毛利家文庫）

（正徳三年）

「一、茶筅、垣の内、道の者、遊君、川田等、皆穢多の名の由候、此者共の内（下略）」
この正徳三年（一七二三）の藩令では「茶筅」などを含めて「穢多」と総称しようとした意図がうかがえるが、右の『注進案』の「雜戸」項に見るように「穢多」称への統一は貫徹していない。

ほかに特異な存在として、賤視されながらも賤民身分とはされていない「角常」（遊芸集團）と「徳常」（売薬集團）がある。

『戸籍御根帳』（安永八・県庁伝来旧藩記録）

「一、伊佐の徳常、山口の角常の類は常の百姓同様の仕法ニ可仕事」

③徳山領

『領内惣人数付』などでは「座頭」「地神経読盲目」「瞽女」「非人」「穢多」が別帳扱いとなつてゐるが、右長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤（北川）

二二一

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤（北川）

一二四

『領内諸町人數書取』（文政五）などによれば「座頭」「地神經讀盲僧」「瞽女」は「大工」「鍛冶」「曇刺」「金張」「医師」などと共に「職人」のうちにある。

『宗門惣人數付立』（寛政二二・徳山毛利家文庫）

「一、式拾壹人

右御領内盲僧の分

（中略）

外ニ御領内穢多

拾八人

内 男九人（地名）
女九人

式百八拾壹人 内 男百四拾壹人
女百三拾四人

④長府領

「穢多」。別に実態としては「茶筅」（＝「鉢たゝき」）でありながら賤民身分とは規定されていない「九

品念仏衆」（＝「寺中」）がある。

『豊浦郡地下上申』（延享四・県庁伝来旧藩記録）

「此者とも常ニ九品の本尊を掛け、念仏執行仕候、（中略）九品のおいをかるい、念仏ニテ針茶せんを売申候」

⑤清末領
「穢多」。

これらのことから、次のことが判明する。

①領域によつて差違があること。

(1) したがつて近世領主権力によつて賤民身分は規制づけられていること。

(2) と同時に領主権力によつてオールマイティに決定づけら

れいるのでなく地域的条件によつて左右されていること。

②領主的意図としては「穢多」への一元化、单一化を方向と していること。

(1) それが貫徹しているのが徳山領と長府領であること。そ

こでは「穢多」による雜種賤民の吸收と駆逐があつたと 考えられること。

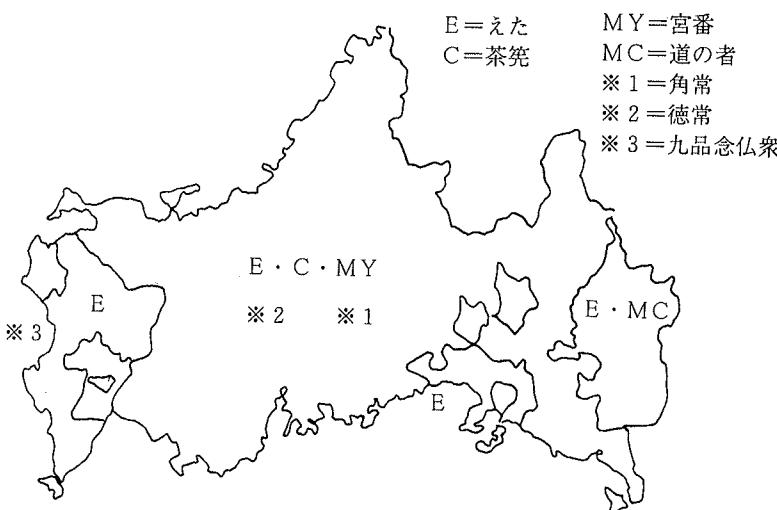
(2) 岩国領と本藩領ではそれが貫徹せず、必ずしも单一化に 至らない二層構造をなしていること。

以上のことから、「茶筅」「宮番」の存在は「穢多」への单一化という体制的動向と緊張関係をはらみ込んだ二層構造としての拡大であつた、と見ることができる。

このような賤民身分の「穢多」による一元化ないしは單一化と、「茶筅」「宮番」を組み入れての二層構造化の始点は寛

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤（北川）

一二五



文延宝期である。寛文七年（一六六七）例の江戸での金剛大夫事件を引きガネに出された延宝五年（一六七七）の幕府通達がその契機をなしている、と私は見る。^④

『穢多団左衛門金剛大夫出入聞書』（寛政元・多賀神社文庫）

「穢多より下ノ者、長吏団左衛門」

座頭、舞々、猿樂、壁塗、辻盲目、猿引、非人、鉢扣キ、石切、結揃、放下師、笠張、渡守、山守、筆結、墨師、
関守、鏡打、獅子廻、蓑作、傀儡師、傾城屋、右の外道者、数多雖有之……

（中略）

延宝五年

御老中ヨリ寺社御奉行本多長門守殿・御舟奉行小笠原山城守殿え當り被仰出候事
それこそは賤民全般を「道の者」と呼び、同時にこれを「穢多より下ノ者」として「穢多」の統轄下に組込もうとするものである。

あの正徳三年（一七一三）の藩令が雜種賤民を含めて「穢多」と総称しようとしていることも、また『地下上申絵図』の藩序絵図でも山代（地名）□□の「茶筅」集落に「穢多屋敷」と書き入れている（三一頁写真2参考）ことも、「穢多」への單一化の意図に沿うものにほかならない。

したがつて、「茶筅」「宮番」の拡大はこの二層構造の展開であり、同時に「穢多」への單一化からすればウラハラの進展でもあつたことになる。

では、このような「茶筅」「宮番」の拡大がどうありえたのか。

第二章 「偏在」の社会的基盤

近世中期から後期にかけて「茶筅」部落と「宮番」部落は、村単位で見ると図2・図3のように拡大展開している。大きな増加指數であり、普及率である。

すなわち、阿武郡の「宮番」の場合、増加指數二九〇（元文・宝暦～天保）、普及率八二・九%（天保）。

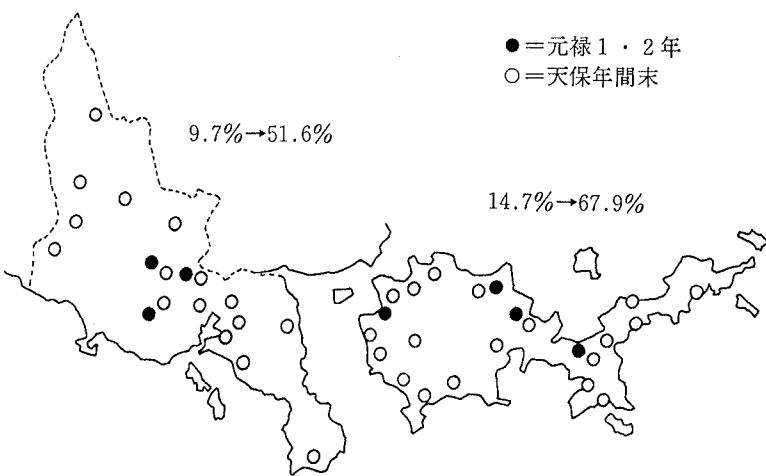
大島郡の「茶筅」は増加指數四七五（元禄～天保）、普及率六七・九%（天保）。

熊毛郡の「茶筅」は増加指數五三三（元禄～天保）、普及率五一・六%（天保）である。

大島郡・熊毛郡では「茶筅」が少なくとも二カ村に一件は普及。阿武郡では「宮番」を置かない村のほうが例外的（一七・一%）ですらある。

こうした増加・普及はどう可能であり、どう進展してのことか。その実際を見究めておく必要がある。「宮番」「茶筅」おのおのについて――。

図2 熊毛郡・大島郡の「茶筅」の拡大状況



（「大島郡内鉄砲改茶洗連判請状」などから作成）

宮 番

二一八

- ①吉敷郡西岐波村。天保一四年（一八四三）七月。「宮番家建調」のため村役人「畔頭」が奔走。村費を充当。地元畔頭組が経費の四割額を負担している。

『宮番家買立仕調迄之入目』（天保一四・伊藤家文書）

これによると、村への「宮番」導入にあたって、村役人がその家屋設営の任に当たり、経費を村および地元組で負担している。つまり、「宮番」の導入設置は村落共同体の共同同意志、公共措置として行なわれているのである。

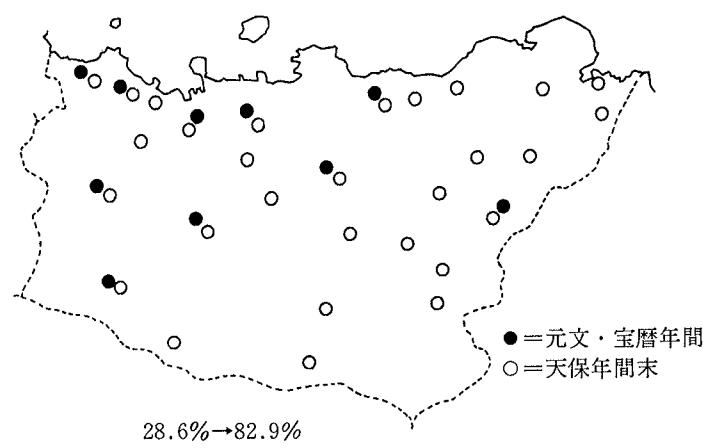
してみると、「宮番」設置の現実の主体は村落共同体であり、その拡大の基盤は村落共同体にある。

であればこそ、「宮番」の動静、存廃については村落共同体の意向が強く関連した。

②美祢郡□・□□村。天保七年（一八三六）二月、「宮番」が

隣村の「穢多」とのトラブルから先方三〇人に連行されると、□・□□両村の百姓らは大挙して「宮番」取戻しのため「穢多」部落に押寄せる。（『御当職所日記』毛利家文庫）

図3 阿武郡の「宮番」の拡大状況



（「防長地下上申」「防長風土注進案」から作成）

- ③豊浦郡岡枝村。明治四年（一七八一）九月、解放令の報が伝わると村内に「宮番」廃止反対の世論起ころ。これを口実に一揆計画グループが村民集会を開く。（『山口県史料』明治一八・県庁戦前文書）

- ④吉敷郡□・□村。当村ではかねてから村内に賤民をおいていないことを自慢していた。ところが解放令を機に元庄屋の山内道祖松が「パンタ」夫婦を連れてきて小作農として定住させた。これに村民が総反対。しばしば集会を開いて道祖松一家の「村八分」と村外追放を図る。しかし道祖松これに応ぜず頑として貫ぬく。（山内年彦「部落解放令と村八分」『部落』三六・昭和27）

これで分かるように、「宮番」を置くも廢するも村落共同体の意志にもとづく。

- こうした「宮番」の導入と維持のあり方からすると、村落共同体はなぜこうまで「宮番」にかかわったのか。「宮番」存在の社会的理由がここで問われてくる。云うまでもなく村落次元での一定の社会的機能をそれが負うものであったからだ、と見なければならない。その存在機能とは何か。
- 事実、「宮番」はその名のように神社境内の掃除、火番、警番に従事するが、その役目は広く村内一円にも及ぶものであつた。たとえば阿武郡の『宮番請状』（万延元・□□□部落文書）によると、その役務は次のように掲げられてゐる。

(1)吉凶家の「屋敷廻り」番

(2)月当番での「村廻り」番

また、明治初年の「山口県神社改正意見」では

(3)「狗猫屍取除」「死葬」従事

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤（北川）

が強調されている。

また、厚狭郡高千帆村『集会申合廉書』（安政五・中村家文書）だと、

「一、悪党は入込不申様（中略）地下中廻番又は穢多宮番の者差廻し可申候御沙汰通相守可申候事」とある。「穢多」と同じく「地下中廻番」、すなわち村落次元での捕亡吏役を担うものであったのである。

こう見てみると、「穢多」も「宮番」も捕亡吏であり、賤民身分とは云うなれば権力と村落共同体による使役＝仕役の体系であったことになる。

茶 篪

いっぽう「茶筅」もまた村落共同体による設置であった。大島郡の「畔頭」文書に次のものがある。

『茶洗小屋掛一件ニ付諸入目算用帳』（安政六・〔地名〕村畔頭文書）

ところで、「茶筅」の実態はこれまでほとんど分かっていないが、幕府巡見使への答申調書が玖珂郡・熊毛郡の「茶筅」について次のように記述していることこそ着目すべきである。

『御国目付え御答一件』（寛政四・毛利家文庫）

「山代才判ニは宮番と唱候者無之、茶筅と申名目の者宮番ニ似寄り候類人數六拾八人罷居候」

「熊毛才判ニは宮番の者無之、尤宮番の所作は當郡ニては茶筅穢多共より相勤候」

つまり「茶筅」は「宮番」「穢多」と「似寄り」、同似の「所作」を行なう。「穢多」と共に「宮番」の「所作」を「相勤」める、というのである。

すると「穢多」と「宮番」に共通する「所作」「勤」めこそ「茶筅」のそれだということになる。では、その

「穢多」「宮番」共通の「所作」とは何か。先に見たとおり、それは「地下中廻番」「村廻り」、捕亡吏の「所作」にほかならない。

「茶筅」もまた「地下中廻番」＝捕亡吏役に従事するものであったのである。事実、熊毛郡〔地名〕村の旧役人は明治初年に「茶筅及ヒ穢多」の「業務」として次のことを列挙している。

『雑記録』（明治初・〔姓名〕家文書）

- 一、牛馬犬等ノ死体ノ取片付
- 一、下駄ノ修理
- 一、盜賊ノ捕方
- 一、同番人
- 一、火ノ番人

（下略）

また玖珂郡山代〔地名〕では「茶筅」部落に「牢屋敷」のある

ことが、『地下上申絵図』（寛延三・県庁伝来旧藩記録・写真2参照）に見える。



写真2 玖珂郡山代の「茶筅」集落に見える「牢屋敷」。右が地元作成図、左が藩庁作成図。藩庁図は「穢多屋敷」と記す。（「地下上申絵図」部分・各1字抹消）

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤（北川）

同郡三瀬川村の「茶筅」も「牢番茶筅の者」として記録に出てくる。

『熊毛宰判本控』（明治三・県庁伝来旧藩記録）

「一、同七斗三合九勺五才 牢番茶筅の者式人

（中略）

右、山代部（中略）牢番茶筅の者共飯米前書の通御座候

実に「茶筅」もまた獄吏、捕吏に従事する存在であったのである。

岩国領の「道の者」にしても、宮田伊津美氏の把握だと、その在方配置のものはすべて捕吏であつたという。「犯罪人を捕縛する役目も負わされた。在方の諸所に配置されていた「道の者」はすべてこの任務を持たされており……」
（宮田伊津美「岩国領の被差別民について」『山口県地方史研究』四四・昭和55）

小 括

こうたどつてみると、「茶筅」（「道の者」）も「宮番」も捕吏、獄吏といった警刑務に使役されるものであつたのである。つまり社会的機能の上では両者は「似寄り」の「所作」を「相務」める存在にほかならない。この共通する存在機能からすれば、両者が防長二州の東西を二分して偏在していたとしてもそこに矛盾と不思議はない。共通の社会的機能を担つておればこそ、その二面的な展開はあつたのである。

両者の存在機能を同似同一のものと把握すること、それが「偏在」を解くカギである。「茶筅」も「宮番」も共に村落次元での捕亡吏役を担うゆえに、地域的の一括りを可能としたのである。そして、その結果としての偏在が体制的に粗鄙するものでなく、同時に「穢多」体制を補完補充する二層構造として存立したゆえんもおのずから明きらかとなる。

第三章 「茶筅」偏在の歴史的基点

では、「茶筅」と「宮番」の展開が、なぜ周防東部では「茶筅」となり、長門部では「宮番」という形となつたのか。

「茶筅」の場合から述べよう。端的に云えば、それは周防東部では「茶筅」を捕亡吏機構の中核に据える体制が藩初から定立していたからである。

と云うのは、周防東部、たとえば岩国領にあつては、一つには「道の者」体制以前の段階ないしはその継承として、「茶筅」あるいは「鉢屋」という形での権力による把握があるからである。検地帳の類がそれを告げる。

『〔地名〕村御帳』（慶安四・寛永二〇年分、吉川家文書）

「下どる

島式畠廿歩 元毫斗武升四合

（中略）

下河湯奉公人屋敷

元毫斗四升壹合 同給

島

『〔地名〕村坪付帳』（河田家文書）

花ノ木原

田二畠

米三斗四升

米武升式合

はちや孫左衛門

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤（北川）

そして、いわゆる村明細帳『享保村記』にあっても、「穢多」「道ノ者」のもとで「茶筅屋敷引石」の名が存続している。

また本藩領でも熊毛郡□□村の寛永三年（一六二六）の検地帳に「茶せん」の記載がある。

『寛永三年検地帳』（寛永三・小沢家文書）

「かさり 樹木共^ニ 屋敷六畝 米七斗三升六合 茶せん源六」

要するに、藩政初期の段階では「茶筅」「鉢屋」という登録の仕方が行なわれているのである。のち『玖珂郡誌』（享和二）が寛文ころの「穢寺」の設置にふれて「鉢屋寺」「茶筅坊主」と記していることも、あながち無視できない。

『玖珂郡誌』（享和二）

「一、谷^同大島郡ノ西方寺^同今、□□寺。代官森脇源右エ門代ヨリ鉢屋寺

二定ル

「一、同^{真宗庵}開基南故。身元、柱島。柳井誓光寺ニテ出家。其後、寛文三年、代官佐伯羽右エ門心遣ヲ以、茶箋坊主ニ申付、相勤サセ候事」
「茶筅」「鉢屋」という云い方こそ、この地域での延宝期以前、「道の者」体制以前の呼称であったことを思わせる。

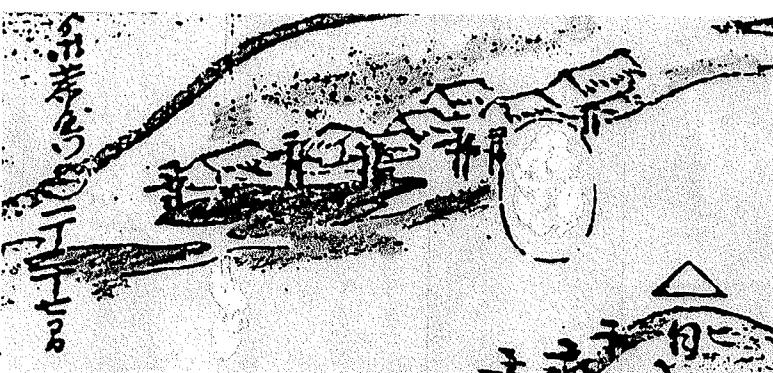


写真3 玖珂郡H村の「茶筅」集落
(「御国廻行程記」部分・1字抹消)

そう云えば、そもそも「茶筅」という呼称での把握は大名毛利氏の掌握の仕方にある。例の天正期の『分限帳』に「茶筅」の直接的な把握と呼称が出ている。

『八箇国御時代分限帳』（天正頃・毛利家文庫）

「一、四石六斗

^{（安芸國高田郡）}

多治比茶せん

右ハ同國同郡

」

こうした大名権力による「茶筅」という形での直接的な把握と、そのもとでの捕亡吏役の「茶筅」への賦課こそ、「茶筅」の体制的基点をなすものだと、私は考える。
その周防東部での初発の地点は、一つには玖珂郡北限の山代^{（地名）}である。当地は芸州と境を接し、統治上の要衝である。代官所もここに位置する。しかも周辺は「はちや」地域である。

『巣島社領周防国玖珂郡山代検見帳』（天正一八・野坂家文書）

「右之米やりかたのこと

（中略）

天正十八年卯月六日

一もち米一升 同は、ちや上ニ渡申候、但わやかミへのほり候留守ニ
三度に御とりのよし

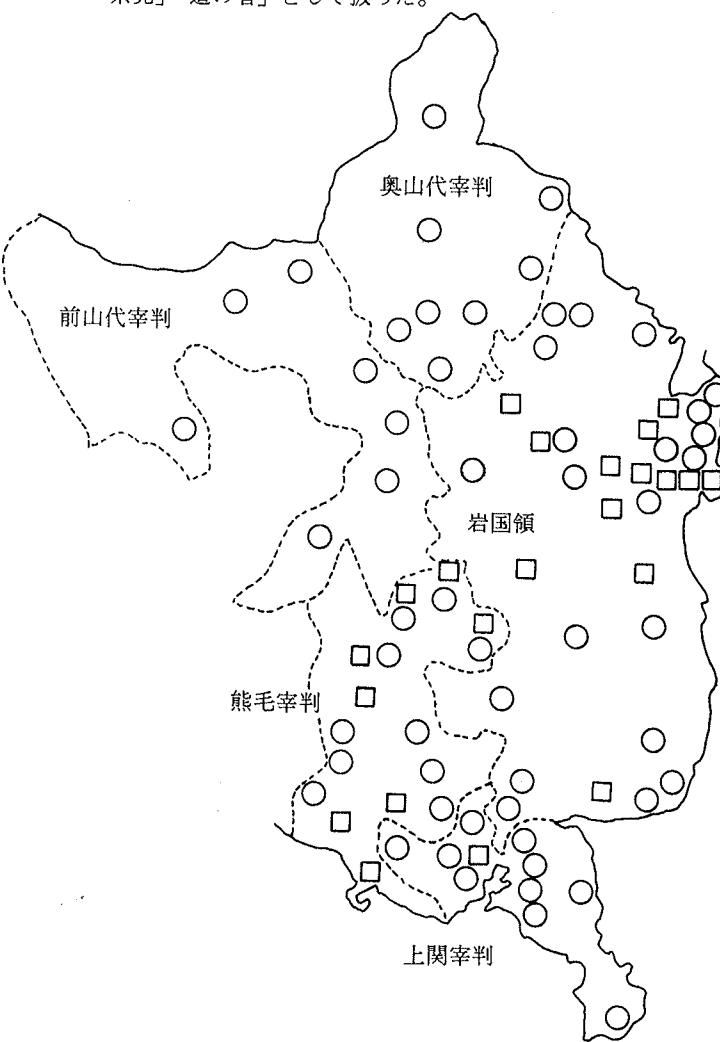
一もち米六升 同は、ちや上ニ渡申候

それにこの地域は近世を通じて「穢多」の進出と存在はないのである。（図4参照）

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤（北川）

図4 周防東部の被差別集落所在村の分布状況
(岩国領は享保期、本藩領は天保期。大島郡除く)

○……「茶筅」「道の者」
□……「穢多」
注……「穢多」と同時に「道の者」「茶筅」とあるものについては
「茶筅」「道の者」として扱った。



『岩国藩村記』(享保)・『防長風土注進案』(天保) によった。

「今まで「穢多」の導入と進出を見ていないことは、いみじくも「茶筅」体制の強固な存立を意味している。云うなれば、ここでは「茶筅」がいるから「穢多」がないのである。このことは「穢多」体制が一般化する以前から「茶筅」体制が成立していたことを告げている。

では、藩初この地点での「茶筅」の捕亡吏役配置はどう確認することができるか。

地元に伝来する『山代温古錄』は、寛文一〇年（一六七〇）当地の「茶筅」五軒の集落外への移転を記録している。

『山代温古錄』(地元本)

「一、同年□寺を南え移、茶洗源一郎・久二郎其外五軒の有之ヲ□の南え遣ス、其跡え町並成、右ニ依上河原町ト号ス、二月より五月迄済納」

のち『地下上申絵図』によると、その移転先には「牢屋敷」が描かれている（写真2参照・三二頁）。さらにこの移転前の旧地は、ほかならぬ慶長一四年（一六〇九）検地反対一揆の際、主謀者の首をサラしたその場所だという。この事実こそ、「茶筅」と刑務役との結びつきを伝えてくれる。

藩初からこの地では「茶筅」の捕亡吏役従事があるのである。周防東部の「茶筅」の原型はここにある。広く一般的には「穢多」（「かわや」）による捕亡吏体制が施かれていくなかで、周防東部にあっては「茶筅」体制といいま一つのコースがスタート、定立していたのである。であればこそこの地では「穢多」の進出がなく、「茶筅」の偏在が展開するのである。

長州藩の捕亡吏機構が「茶筅」と「穢多」という複線型として発足していること、そこに「茶筅」偏在の歴史的基点はある。初期藩権力による把握の形態が、その後の展開を大きく規定づけていることを、ここに見ることができる。

第四章 「宮番」偏在の歴史的基点

では、長門部ではなぜ「宮番」が展開したのか。

長門部では「茶筅」七戸に対して「宮番」一戸一戸が存在する。實に「宮番」一戸倒である。なぜこのような状態となっているのか。

さて、「宮番」というのは、その名のように本來的には神社番吏である。神社境内にあつて神社の警備、火番、掃除に從事する。

しかし、神社番吏であることによつて近世の「宮番」がそつまで増加拡大したわけではない。なぜなら長門部では圧倒的に展開していくも、周防部ではそうではないからである。この事実は、「宮番」が村落神社にとつて絶対不可欠のものではなかつたことを意味する。その神社番吏としての存在意義は二義的のものと見なければならない。

つまり、神社番吏としてでなく村内捕亡吏であるところにその第一義的な存在理由はあるのである。であればこそ村落共同体がその設置主体をなした。云いかえれば「宮番」は村内捕亡吏の設置形式であり、長門部ではそれが定型、定式として展開したのである。

では、このような村内捕亡吏＝「宮番」という定式の長門部での成立はいつたい何によるのか。

①長門部での「宮番」体制は、「茶筅」の全面的な後退と表裏していること

②周防部での「茶筅」体制は藩初の時点での権力による把握を原型としていること

この二つの事実からすると、①長門部では「茶筅」を捕亡吏とする原型が藩初期に定立していなかつた、②そのた

め「茶筅」の後退と「宮番」という形での村内捕亡吏の普及をみた、と考えざるをえない。

もちろん、長門地方にもども「茶筅」がいなかつた、のではない。一般に山陰地方は「鉢屋」地帯である。

『雲陽軍実記』（天正八）

〔鉢屋〕
「彼が同類を川原ものと云ひ、茶筅を作る故に茶筅とも云ふ、鉢をたたく故に鉢屋とも号す、又町家の非常を糾す故に番太杯とも云ふなり」

「鉢屋」と云おうと「茶筅」と云おうとその実態は同一である。

長門部での「茶筅」のかつての存在と伝統を象徴しているのは、豊浦郡に孤立する「九品念佛衆」である。

『豊浦郡地下上申』（延享四・県庁传来旧藩記録）

「此者共常ニ九品の本尊を掛け念佛執行仕候（中略）九品のおいをかるい念佛ニて針茶せんを売申候」

「九品念佛衆」のこの姿は、とりもなおさず「茶筅」であり「鉢たゝき」にほかならない。空也上人以来の伝統と権威を標榜し、□□村では觀音堂（旧福應寺古跡）、□□村では薬師堂に籠拋し、「寺中」と称する。安政期の戸数で二〇戸と二〇戸。

この「九品念佛衆」＝「茶筅」の座的結合による凝縮と孤立、割拋こそは、長門部一円での「茶筅」の大巾な後退のウラガエシそのものにほかなるまい。権力と村落共同体による掌握を拒み、「穢多」「宮番」体制による包摂に抗しての、その座的結集であり割拋なのである。

雜種賤民の地域的、一円的な不在あるいは單一化状況の背景には、「穢多」体制あるいは「茶筅」「宮番」体制による包摂がある。そのことが生態的類似性の拡大を結果している。

すなわち、「宮番」のなかにも「茶筅」の業態が入り込んでいた。たとえば「門開き」は「穢多」「茶筅」の代表的な所業であるが、「宮番」にしてこれを「行なうものもある。

『前大津宰判風土注進案』（天保期）

「年始に門ひらきとて宮番祝言を唱へありき軒別米餅などを遣し候」

また「茶筅」が本業とする「竹細工」も「宮番」にとつて限られた生業とされている。阿武郡の『宮番請状』によれば、「宮番」の商売は「手細工物」に限るとされている。

『宮番請状』（万延元・□□□地名U・□□□部落文書）

「一、古来より被仰聞候通、私共手細工物の外全く売買仕不申候事」

そして「宮番」自体も「穢多」体制に包摵されていく側面を有した。正徳五年（一七一五）の藩令からして「穢多」「平人」双方からの「宮番」採用を自明のこととしている。

『書付控』（正徳五・毛利家文庫）

「諸在郷宮々ニ宮番と号、穢多の類の者、或非人乞食の類、都而俗性不相知者居申の由候」

「向後ハ宮番等其地ニ置候ハ其者の出所を究、穢多非人の類ニても其頭分の者へ付届、無紛者ニおるてハ宮番ニ置候ても苦間敷候」

加えて寛政四年（一七九二）の答申書では次のように報告されている。

『御国目付え御答一件』（寛政四・毛利家文庫）

「一、宮番五人

但、徳地宰判岸見村の儀は奥阿武郡□□村穢多共芝ニ御座候所、遠村の儀ニ付彼地穢多共、より右の宮番（地名T）差出置申儀ニ付御座候故、柚木村ニテ前より宗門相調候儀無之由申出候事
一、同八人

但、同宰判岸見村宮番三拾ヶ年余罷居三田尻才判（地名M）村穢多共芝ニ御座候所、遠村の儀ニ付彼地穢多共より右の宮番（地名M）差出置申儀候故、岸見村ニテは宗門の儀ハ同断

そこでは「宮番」の欠員補充は「穢多」によつて充当され、「宮番所」はあたかも「穢多」の派出所となつていて、しかも天保の村明細帳『風土注進案』に及んでは、もはや「宮番」としてはそこに登記されていない。「宮番」の「穢多」への吸収も進行しているのである。

しかし「宮番」が全体としては村内捕亡吏の定型として存立してきたのは、

- ①設置主体が村落共同体であること
- ②設置場所が共同祭祀場に限定されていること
- ③「平人」からの採用を可能としていること

によって、一定の独自性と固有性をもつものであつたからにほかならない。

それでは、こうした近世「宮番」の歴史的基点はどこにあるのか。

右に挙げた②③の条件を「宮番」旧來のものだとすれば、①の村落共同体を設置主体とする点こそ、云いかえれば単に神社内捕吏ではなく村内捕亡吏役を第一義とするに至つた段階こそ、近世「宮番」の基点であろう。その転機、画期はどこにあるか。

藩初にあつての「宮番」存在の態様と経緯をほんのわずかにだが伝えているのは、佐波郡防府の松崎天満宮の「宮番」である。当社には戦国期（永禄一二）から「宮番」の存在が「宮番給」の記載などでうかがえる。

『天満宮惣目録』（慶長五・『寺社証文』）

「一、米式石八斗八升 宮番給

松田蔵人

同給

友弘新七

ところが、この「宮番給」の記載が正保四年（一六四七）の社領高内訳から消えている。この年、社領石が「下地召上」「切米」付与によつて大巾削減されたことに伴なう措置である。

つまり、近世領国体制の確立していくなかで、松崎天満宮という最大手、有数の神社にして「宮番」保持の経済的基礎を失しているのである。この事態こそ「宮番」存立の社会的基盤の転換を象徴する。「宮番」は旧来の存在基盤＝神社内基盤を喪失して、云うなれば社会的に放出されたのである。ここに村落共同体を主体とする「宮番」の掌握、設置が体制的に可能となる。

時あたかも正保四年と云えば、長州藩で「かわや」（「穢多」）を統括しての「長吏」体制が全藩的に成立した（正保二）折である。村落次元での捕亡吏体制の強化が村落共同体に要請されていくとき、村内捕亡吏を主務とする「宮番」が登場してくることになる。

のち正徳五年（一七一五）の藩令は、「宮番」設置の主体が村落共同体にあることを前提とし、自明のこととしている。

『御書付控』（正徳五・毛利家文庫）

「宮番等其地下に置候ハ、其者の出所を究、穢多非人の類ニても其頭分の者へ付届、無紛者ニおろてハ宮番ニ置候ても苦間數候」

おわりに

①「茶筅」も「宮番」も共に村内捕亡吏であった。

②長州藩の捕亡吏体制は「穢多」と「茶筅」の二本立てで発足していた。

本文ではこの二つの創見をカギに、「茶筅」と「宮番」の相互偏在のナゾを明かしたつもりである。

「偏在」は決して不可解のものではない。これを単に地理的景観としてではなく、あくまでも賤民体制、賤民構造に由来するそれ自体の拡大表現としてとらえていくとき、賤民制の総体への視界が広がる。

すなわち本稿を経ることによつて、賤民身分共通のリングの一つが捕亡吏役であること、権力と共同体による使役のカセが捕亡吏役であることを見知った今、「賤民身分がなぜ捕亡吏なのかな」「捕亡吏役はどう賤民身分あらしめるのか」おのずからそれを見、追うことになる。

捕亡吏役をカセとする賤民身分の機制がどう構成され、どう作動するものであつたのか、「長吏役と賤民身分の機制」を次に開示してみよう。

註①河村芳信『防長風土注進案に見る被差別部落の戸数人口』

（昭和48）から算出。

②西田彦一「萩藩の被差別部落について」（『藩領の歴史地理』

長州藩の茶筅と宮番の偏在の基盤（北川）

布囲の偏在性のナゾも含めて解明は全く今後に俟たれてい
る。賤民制の總体を明かしていく上からも、また当面する

現実の要請からも、雜種賤民の研究は求められる』

（北川 健「書評・長州藩部落解放史研究」『日本史研

究』二二一号）

④先に（昭和 54）別の史料でもつて「寛文九年」と述べたこ
とがあつたが（北川 健「近世後期長州藩の賤民外延の拡
大と後退」『山口県文書館研究紀要』六号）、ここで「延宝

单一の事例だが「茶筅」の起源を伝えてもいる。

〔追記〕

「茶筅」を視界の一端に置くようになつてから十数年になる。たまつたメモに目を通してゐるうちに、フト「茶筅」の何ほどかの歴史像が見えるようになつていて、というのが実情である。それにつけても、心ある方々から折節に史実や史料についてご教示を寄せていた
だいたことで、何時しかここまで来れたのだと思う。芳名を記させていただくことで、あらためて謝意を表したい。

石川卓美（山口市）、国広哲也（光市）、倉増 清（阿東町）、福永常宏（光市）、松島幸夫（錦町）、宮田伊津美（岩国市）、渡 隆光（美和町）各氏。

五年」と訂正する。

⑤「茶筅」は竹細工を主業とすると見なされているが、「板

折敷細工」を當るものも見える。

「外ニ壱軒

押切谷茶せん家」

「おしきと申ハ昔宇佐川左馬申者下人板折敷細工仕、此所
ニ木屋をかけ籠居候故、板折敷申候を已後おしきと申唱候

由申伝候事」（『防長地下上申』）